



ace insurance

2007年6月29日

エース保険 第三分野商品のお支払い非該当件数の状況

エース損害保険株式会社〔本社：東京都目黒区、代表取締役社長兼 CEO：今井隆志、以下「エース保険」〕は2006年に医療・所得補償保険等第三分野商品の保険金のお支払い状況についての検証しました。結果につきましては、当社ホームページにて2006年11月1日と2007年4月13日に公表いたしましたが、今般、2006年12月より2007年5月までの「第三分野商品のお支払いに該当しなかった件数と具体的な事例」をまとめましたのでご報告いたします。今後も保険金支払い態勢の確立に力を注ぐと共に、皆様に情報を開示してまいります。

記

1. お支払該当件数とお支払いに該当しないと判断した件数の状況（2006年12月～2007年5月末）

| 保険商品別件数 | 医療保険 | | がん保険 | | 所得補償 保険 | | 傷害保険 (疾病) | | 傷害(特定 感染) | | 団体長期 障害 | | 医療費用 保険 | |
|---------|--------|-------------|--------|-------------|------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | 該 当 | 非 該 当 | 該 当 | 非 該 当 | 該 当 | 非 該 当 | 該 当 | 非 該 当 | 該 当 | 非 該 当 | 該 当 | 非 該 当 | 該 当 | 非 該 当 |
| 合計 | 738 | 51 | 8 | 0 | 24 | 0 | 136 | 3 | 3 | 0 | 8 | 0 | 2 | 0 |

お支払い非該当判断事由内訳

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 免責事由該当 | - | 2 | - | 0 | - | 0 | - | 2 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 詐欺無効 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 告知義務違反解除 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| 支払事由非該当 | - | 49 | - | 0 | - | 0 | - | 1 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |
| その他 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |

(注 1) お支払該当件数および非該当件数については、お客様ごとの件数ではなく、入院保険金、手術保険金等の保険金種類ごとの件数です。

(注 2) 非該当判断事由の詳細につきましては参考資料の用語解説をご参照ください。

2. お支払いに該当しないと判断した具体的事例の概要（2006年12月～2007年5月）

| 事由 | 保険金種類 | 事由例 | 非該当とした事案の概要 |
|-------------|--------------------------|-------|---|
| 支払事由 非該当 | 医療保険 (入院保険金) | 始期前発病 | 「気管支喘息」にて入院され、保険金をご請求いただきましたが、ご契約日以前より「気管支喘息」にて治療をされていたことが判明いたしました。責任開始前の発病と認められましたので入院保険金のお支払いは非該当と判断いたしました。 |
| 支払事由 非該当 | 医療保険 (手術保険金) | 対象外手術 | 腰椎椎間板ヘルニアを認めたため「経皮的レーザー-椎間板減圧術」の手術をされましたが、当該手術は手術保険金の対象となる手術には該当せず、手術保険金のお支払いは非該当と判断いたしました。 |
| 免責 | 医療保険金 (入院保険金) | 先天性異常 | 「鼻中隔彎曲症」にて入院され保険金をご請求いただきましたが、当該疾病は先天性であると判明いたしました。保険約款にて先天性異常は免責(保険金を支払わない事由)となっており、医療保険金のお支払いは非該当と判断いたしました。 |
| 免責 | 傷害保険 (疾病担保特約・精神障害不担保) | 精神障害 | 「妄想性障害」にて入院され、保険金の請求をいただきましたが、免責条項(保険金を支払わない事由)に規定された「精神および行動障害」に該当するために、入院保険金のお支払いは非該当と判断いたしました。 |
| 支払事由 非該当 | 医療保険 (入院保険金) | 始期前発病 | 「不安定狭心症」にて入院され、保険金を請求いただきましたが、1年前から他の病院にて「安静時狭心症」の診断を受け、投薬を行っている事実が判明いたしました。医師より「不安定狭心症」と「安静時狭心症」は密接に関係する疾病である旨の回答をいただきました。保険約款にて「初年度契約である場合において、支払事由の原因となった疾病が保険期間の初日からその日を含めて前24ヶ月以内(第2年度については保険期間の初日からその日を含めて12ヶ月以内)に治療を受けていた疾病と医学上密接な関係があると医師の診断に基づき当会社が認めた場合」は、支払責任は生じないと規定していることから、入院保険金のお支払いは非該当と判断いたしました。 |

3. 第三分野商品以外の商品における、お支払いに該当しないと判断した具体的事例の概要

(2006年12月～2007年5月)

| 保険の種類 | 事由 | 非該当とした事案の概要 |
|-----------------------|----------------------|---|
| 自動車保険 (搭乗者傷害、人身傷害) | 自動車運転中の 脳内出血による事故 | ご契約車両で道路を運転中に意識を失い、ガード・レールに衝突し死亡された被保険者のご遺族より、自動車保険の対物保険、車両保険、搭乗者傷害保険、人身傷害保険のご請求をいただきました。調査の結果、直接の死因が脳内出血であることが判明したため、搭乗者傷害保険、人身傷害保険につきましては、支払事由である「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しないため、保険金のお支払いは非該当と判断いたしました。なお、対物保険、車両保険についてはお支払いをいたしました。 |
| 普通傷害保険 | 飲酒運転による事故 | センターラインオーバーにより道路外の街路樹に衝突し死亡された被保険者のご遺族より、傷害保険のご請求をいただきました。血液検査ではアルコール反応があり、事故前に被保険者が数箇所飲酒されていたことが確認されました。飲酒されていた事実と事故状況より、保険約款の「被保険者が酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間に生じた事故に対しては保険金を支払いません」に該当し、保険金のお支払いは非該当と判断いたしました。 |

< 参考資料 >

○ お支払い非該当事由の用語解説

| | |
|----------|--|
| 免責事由該当 | 保険約款上、保険金をお支払いできない事由(免責事由)に該当するとして保険金をお支払いしなかったもの |
| 詐欺無効 | 保険金搾取の意図があると判断した場合、契約を無効とし保険金をお支払いしなかったもの |
| 告知義務違反解除 | 保険加入時に故意又は重大な過失によって告知すべき重要な事実について告知しなかった場合や、不実なことを告知された場合に、告知義務違反があったとして契約を解除するとともに保険金をお支払いしなかったもの |
| 支払事由非該当 | 保険始期前もしくは責任期間開始前の発病であるとして保険金をお支払いしなかったもの、手術が約款に定める「対象となる手術」に該当せず保険金をお支払いしなかったもの |